

## 販売店契約書

株式会社〇〇〇〇〇〇〇（以下、「甲」という）と、株式会社×××××（以下、「乙」という）とは、乙が甲のために行う農業用耕作機械製品の販売およびその付帯業務の条件について、以下のとおり販売店契約（以下、「本契約」という）を締結する。

### 第1条（定義）

- 「本製品」とは、甲が本契約締結時点で甲のブランド名で製造・販売している農業用耕作機械をいう。
- 「本業務」とは、乙が行う本製品の顧客への販売およびそのアフターサービスを総称していう。
- 「顧客」とは、乙が甲から仕入れた本製品を販売する顧客をいう。
- 「計算期間」とは、毎月初日から末日までの期間をいう。

**コメントの追加 [M1]:** もし、本製品の範囲をもっと具体的に限定したいのであれば、品名・型番等の一覧表を「別紙」として本契約書に添付することをお勧めします。

### 第2条（販売店の指定）

- 甲は乙を、本業務を独占の販売店として指定し、乙はこの指定を受諾する。本業務を行う地域は日本国（以下、「販売地域」という）とする。
- 乙は、本業務を販売地域においてのみ行うものとし、販売地域外のいかなる者に対しても本製品を直接または間接に販売または輸出しないものとする。
- 甲による本製品または本製品に係るサービスの追加・変更の場合は、甲乙協議のうえ、本業務の内容を随時変更するものとする。

**コメントの追加 [M2]:** 販売店に独占権を与える場合は、その見返りとして「競合製品取扱い禁止義務」や「最低購入量達成義務」を課すことが多いので検討されることをお勧めします。

考え方としては、「あなたの所しか販売地域で販売できないのだから最低限〇〇くらいは買ってもらわないと困ります!」という感じです。

また独占権を与えるものの、「甲も本製品の販売ができないのか否か」および「甲も（原則は）販売できないにしても、「ある特定の顧客に限り」販売できるという規定の例もありますのでご参考まで。

### 第3条（本契約と個別契約の関係）

本契約に定める事項は、別に定めのある場合を除き、本製品に係る甲乙間の個々の取引契約（以下、「個別契約」という）の全てに適用する。

### 第4条（個別契約で定める内容）

甲および乙は、個別契約で以下の内容を定めるものとする。

- 注文月日・注文番号
- 発注元および受注元
- 品目
- 数量
- 単価
- 税別合計金額および税込合計金額
- 支払条件
- 納期・納入場所
- 本業務を行うにあたっての制約事項
- その他上記に付随する事項

**コメントの追加 [M3]:** 「支払条件」のうち、個別契約任せにせず本契約に規定する条件（例：振込手数料の負担はどちらの当事者？等）があればそれは本契約に規定しておくことをお勧めします。

**コメントの追加 [M4]:** 「甲がどのような書類・手続きにより承諾するのか？」までを具体的に規定されることをお勧めします。「どのような手続き・書類のやり取りがされれば個別契約が成立するのか？」は実務では意外とトラブルの元になります。

### 第5条（個別契約の成立）

個別契約は乙が、署名または記名捺印した注文書をスキャンしてメール添付またはFAXにて甲に送信し、甲が承諾することにより成立する。

**コメントの追加 [M5]:** 個別契約の変更に加えて、「本契約と個別契約の規定が矛盾するようなことがあればどちらの規定を優先するか？」も明確にしておくことをお勧めします。ケースbyケースで柔軟に個々の取引で運用したいのであれば、「個別契約優先」が良いでしょう。

### 第6条（個別契約の変更）

- 甲または乙は、本製品の内容や納期の変更等により、すでに成立した個別契約の内容を変更する必要がある場合、速やかに相手方に通知し、甲乙協議のうえ注文書を訂正または新たな書面を